

## 関西広域連合規約施行規則

平成23年3月31日  
関西広域連合規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、関西広域連合規約（平成22年総行市第250号。以下「規約」という。）第21条の規定に基づき、規約に定める事務の実施その他規約の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広域連合長が定める日)

第2条 規約附則第3項の広域連合長が定める日（規約第4条第1項第5号アに規定する事務に限る。）は平成23年3月31日とする。

2 規約附則第3項の広域連合長が定める日（規約第4条第1項第3号アに規定する事務に限る。）は平成24年3月31日とする。

3 規約附則第3項の広域連合長が定める日（規約第4条第1項第7号に規定する事務に限る。）は平成25年3月31日とする。

4 規約附則第4項の広域連合長が定める日は平成25年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条を削る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合長が定める日までの間における公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院を基地病院とする救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）に係る関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務については、なお従前の例による。